

評価倍率表 (ゴルフ場用地等用)

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 (ゴルフ場の用に供されている土地の評価) の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです (同 83-2 (遊園地等の用に供されている土地の評価) のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。)

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left( \begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left( \begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの  
また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

# 平成 29 年分 (福島県)

## 2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの  
また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
あ	会津若松市	ゴルフ場用地	会津磐梯カントリークラブ	1.3
			ナリ会津カントリークラブ	1.7
い	石川町	ゴルフ場用地	福島石川カントリークラブ	1.5
	猪苗代町	ゴルフ場用地	猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース	1.0
			ボナリ高原ゴルフクラブ	1.6
	いわき市	ゴルフ場用地	五浦庭園カントリークラブ	0.7
小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブ			1.0	
小名浜カントリー倶楽部			1.5	
サラブレッドカントリークラブ			1.7	
塩屋崎カントリークラブ			2.8	
スパリゾートハワイアンズ・ゴルフコース			1.0	
セババレストロスゴルフクラブ 泉コース			1.5	
勿来カントリークラブ			1.2	
バイロンネルソンカントリークラブ	1.9			

平成 29 年分  
(福島県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
い	いわき市	ゴルフ場用地	ヘレナ国際カントリー倶楽部	1.5
			湯本スプリングスカントリークラブ	2.3
お	大玉村	ゴルフ場用地	大玉カントリークラブ	1.2
こ	郡山市	ゴルフ場用地	郡山熱海カントリークラブ	1.1
			郡山ゴルフ倶楽部	0.8
			郡山ニューカントリーゴルフ場	1.0
し	白河市	ゴルフ場用地	グリーンアカデミーカントリークラブ 白河コース	1.2
			白河国際カントリークラブ	1.1
			新白河ゴルフ倶楽部	1.5
す	須賀川市	ゴルフ場用地	宇津峰カントリークラブ	1.7
			東都郡山カントリー倶楽部	1.7
			ローレルバレイカントリークラブ	1.2
た	伊達市	ゴルフ場用地	パーシモンカントリークラブ	0.8
	棚倉町	ゴルフ場用地	新ゲインズボローカントリー倶楽部	2.0
			棚倉田舎倶楽部	2.1
			棚倉ステーキスカントリークラブ	2.4
て	天栄村	ゴルフ場用地	白河メドウゴルフ倶楽部	1.9
			太平洋クラブ&アソシエイツ白河リゾート	1.6
と	富岡町	ゴルフ場用地	帰還困難区域	(0)※
			居住制限区域	(0)※
			避難指示解除準備区域	(0)※
に	西郷村	ゴルフ場用地	グランディ那須白河ゴルフクラブ	1.9
			白河高原カントリークラブ	2.0
	二本松市	ゴルフ場用地	安達太良カントリークラブ	1.7
は	磐梯町	ゴルフ場用地	星野リゾートメローウッドゴルフクラブ	0.7

※ 平成 29 年 1 月 1 日現在において避難指示区域内に存する土地等については、評価倍率を定めることが困難であることから、評価の安全性を最大限考慮し、「評価しない」としてあります（相続税、贈与税の申告に当たっては、その価額を「0」として差し支えありません。）。

平成 29 年分  
(福島県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
ふ	福島市	ゴルフ場用地	福島カントリークラブ	0.9
			福島ゴルフ倶楽部 民報コース	0.5
み	南相馬市	ゴルフ場用地	鹿島カントリー倶楽部	1.0
も	本宮市	ゴルフ場用地	北郡山カントリークラブ	0.8
や	矢吹町	ゴルフ場用地	アローレイクカンツリー倶楽部	1.1
			矢吹ゴルフ倶楽部	1.5